

令和 8 年第 7 回 定例総会議事録

1 日時 令和 8 年 7 月 17 日（金）14 時 30 分～16 時 15 分

2 開催場所 公会堂さんさん館 3 階 第 1 ～ 3 会議室

3 出席者

(1) 委員（20 名）

1 番：峯岸 幸輔 委員、2 番：石井 昭広 委員、3 番：田中 雅之 委員、
4 番：高橋 寛幸 委員、5 番：小林 孝司 委員、6 番：海老澤成行 委員、
7 番：伊藤 薫 委員、8 番：小林 孝治 委員、9 番：田中 邦明 委員、
10 番：石井 辰男 委員、11 番：白鳥 邦彦 委員、12 番：高麗 千織 委員
13 番：山本 達也 委員、14 番：原嶋 茂夫 委員、15 番：藤沼 良典 委員、
16 番：穴戸 啓次 委員、17 番：小林 俊之 委員、18 番：島田 功 委員、
19 番：高橋 克弘 委員、20 番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：山田 弘光、事務局長補佐：今野 聡、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和 8 年第 7 回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員 20 名の委員が出席され、全在任委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第 33 条及び会議規則第 13 条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和 8 年第 6 回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第 32 条及び会議規則第 14 条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第 4 条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第 13 条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。15 番：藤沼委員と、17 番：小林委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第 23 号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第 23 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 23 号現況確認について、担当の 6 番：海老澤委員ご説明願います。

6 番：海老澤委員 7 月 11 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。生前、被相続人は何年も病院に入院されており、申請者とご家族、知り合いの方々が肥培管理をされていました。現在、現地には、柑橘が 4 本、ブルーベリーが 1 本植えてありました。東側は、業者に除草を依頼したためきれいに管理されていましたが、西側は足首ぐらの雑草が生い茂っていました。このままではいけないので、きれいに除草するように申請者に指導しました。申請者より、今後において終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れております。よって、納税猶予適格者としての証明をしても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。議案第 24 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第 24 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 24 号現況確認について、担当の 1 番：峯岸委員ご説明願います。

1 番：峯岸委員 7 月 10 日に申請者が体調不良のため、ご家族の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、ユッカ、エメラルドグリーン、フィリフェラオーレアなどの植木が生産されておりました。被相続人は、生前認定農業者であり、また、令和 5 年度の農業委員会表彰も受賞されており、家族と協力して農作業をされていました。よって、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 25 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（9 件）～

議長 議案第 25 号の 1 の現況確認について、担当の 8 番：小林委員ご説明願います。

8 番：小林委員 7 月 7 日に申請者と立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は、夏野菜のズッキーニ、レタス、キュウリ、ナス、トマト、シソ、枝豆、インゲン、冬季には、白菜、ノラボウ、大根、葉野菜、タマネギ、ネギが植えられております。管理は適切に行われており、申請者より終生肥培管理する確認が取れておりますので、証明して問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 2 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 7月9日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、北側に柿の木が5本、その他の部分は野菜畑となっています。現在、西側の3分の2には、ナス、キュウリ、ミニトマト、ピーマン、インゲン、オクラ、ゴーヤなどの夏野菜が栽培されています。東側の3分の1は、ジャガイモが栽培されていて、現在は収穫後で空き畑となっていますが、秋にブロッコリーを栽培する予定です。収穫物は、経営する銭湯、公衆浴場のロビーで販売し、一部は自家消費をしています。申請者は高齢のため、家族と協力して肥培管理を行っています。この農地は適切に肥培管理されており、申請者も終生当該農地の肥培管理を行うことの確認を取っておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の3の現況確認については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、該当委員が一時退席することになりますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第25号の3の現況確認について、担当の18番：島田委員よりご説明願います。

18 番：島田委員 7月10日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。圃場全体は、柑橘系の果樹が70本、ギンナンの木が150本ある大変広大な農地です。今回の申請地、斜線の部分について説明いたします。申請地西側の4分の1には、柑橘系の果樹が植えてあります。隣の4分の1の部分にはビニールハウス、残りの2分の1が野菜畑となっています。ビニールハウスは南北向きに1棟ありまして、農業資材、農機置き場として利用されています。野菜畑では、現在、トウガン、カボチャ、ゴーヤ、小玉スイカ、ミニトマト、ナス、ピーマン、サツマイモなどが栽培されています。収穫物の販路については、野菜類は庭先販売、ギンナンは市場出荷、緑化センター、庭先販売、通販、ふるさと納税に、柑橘系は、緑化センター、庭先販売、通販に出荷しています。この農地は、申請者のご家族で営農されており、圃場全体よく除草され、適切に肥培管理されています。また、申請者の方から、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで暫時休憩します。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。次に議案第25号の4の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 7 月 10 日の日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、コウゴンマサキ、カエデ、ツバキ、コニファー、苗木の桜などが栽培されておりました。主に販売先は、緑化センターと自宅で営んでおられる造園業で販売しています。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より、今後において終生当該農地を肥培管理を行う確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 5 の現況確認について、担当の 16 番：宍戸委員ご説明願います。

16 番：宍戸委員 7 月 10 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで、3 か所あります。いずれも農地にはブルーベリーが植えてあり、まさに今、収穫時期で、圃場ごとに週を区切り、ブルーベリー狩りを行っている状態です。この農地は、申請者と後継者で耕作されており、現在も適正に肥培管理されています。申請者より、今後においても終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 6 の現況確認について、担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 15 日に申請者の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、農地の北側にはビニールハウスが建ててあり、中ではアスパラガスが栽培されておりました。その南側には、キュウリとナス、東南側には、里芋、カボチャ、枝豆、ネギなどが栽培されておりました。現在、整地されている場所とキュウリ収穫後の場所には、これから、カリフラワー、ブロッコリー、キャベツなどを栽培する予定とのことです。主な出荷先は、学校給食、直販、J A、市場出しなどです。申請者はご家族と畑の肥培管理を行っており、雑草もなく、しっかりと整備、管理されておりました。申請者より、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 7 の現況確認について、これも担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 15 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。この農地は、面積約 15,000 m²と、とても広大な植木畑で、植えてある植木も 30 種類以上でした。この中で代表的な種類は、オリーブ、マンサク、サカキ類、カシ類、ソヨゴ、モ

ミジ、キンモクセイ、ヤマボウシ、フェイジョアなど、それ以外にも様々な植木の成木、苗木が植えてありました。その他では、収穫用のオリーブの木や少数の野菜が栽培されていました。畑が広大ですので雑草が見受けられましたけれども、当日も除草作業が行われており、隅々まで目が行き届いているように感じました。この農地は、申請者とご家族で管理・生産されており、販売先は、主に植木業者、緑化センターなどに出荷しています。申請者より、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れているため、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 8 の現況確認について、これも担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 13 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、農地の北側約半分には植木が植えられており、オリーブ、モミジ、アオハダ、ヤマボウシ、フェイジョア、コニファー類などの成木などが栽培されておりました。また、南東側には、ビニールハウスが 4 棟あり、南西側には、栽培用のベンチが作られていました。ハウスやベンチでは、アカシア類やペナルルーカブリ、オージー系のプランツ、アジサイ類や宿根草各種など、多品種の造園などで使用されるポットの苗木が栽培されておりました。畑は非常にきれいに整理整頓され、除草もしっかりされていました。生産されたものは、主に造園業者や植木業者に卸して、一部は緑化センターで販売されるということです。この農地は、申請者とご家族で肥培管理されており、終生営農する旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 9 の現況確認について、これも担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 13 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、農地にはオリーブ、ソヨゴ、キンポウジュ、シマトネリコ、フェイジョア、メラルーカなどが栽培されており、少数ですが、果実収穫用の柿や柑橘類、芋やネギ、枝豆などの野菜が栽培されておりました。畑には雑草もなく、しっかりと手が入っていることが確認できました。この農地は、申請者とご家族で肥培管理されており、出荷先は、主に植木業者や植木市場などということです。申請者より、今後において終生この農地の肥培管理を行う旨の確認を取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 26 号「引き続き農業経営を

行っている旨の証明及び引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 26 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（5 件）～

議長 議案第 26 号の 1 の現況確認は、2 つの地区に分かれているので、最初に担当の 7 番：伊藤委員、次に担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 6 月 14 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には育苗ハウス 1 棟あり、その他の農地はきれいに耕運され、秋冬野菜の栽培を予定しています。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より今後においても終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

3 番：田中委員 7 月 14 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、畑の東側にはビニールハウスでトマトが栽培されています。西側ではナスが栽培されていますが、一部は整地された状態でした。今後はブロッコリー、白菜などを栽培する予定とのことです。現在、畑は申請者とご家族で栽培・耕作されており、雑草もなくきれいに管理されておりました。販路はほとんどが直販、庭先販売とのことです。申請者より、今後において終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 26 号の 2 の現況確認について、これも担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 14 日に申請者と貸借者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。当該農地は、令和 3 年 8 月 1 日から認定都市農地貸付けにより、北側と南側で二名に貸借されています。現在は野菜の収穫後ということもあり、それぞれの畑には何も無い状態でしたが、北側は既にきれいに耕運されておりました。南側は、直前まで玉ねぎ、枝豆の収穫を行っており、これから耕運する予定です。今後の栽培計画は、南側では玉ねぎ、人参、じゃがいも等の根菜類を栽培する予定で、北側は玉ねぎ等の根菜類とキャベツを栽培する予定です。販路は学校給食、市内販売、庭先販売とのことです。当該農地は雑草もなく、きれいに肥培管理されており、申請者も都度農地の見回りを行っているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 26 号の 3 の現況確認について、担当の 19 番：高橋委員ご説明願います。

19 番：高橋委員 7 月 10 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は議案第 26 号の 3 の案内図のとおりです。現在、現地には南西部には、主に梅、栗、ブルーベリー等が 20～30

本ずつ植わっていました。中心部にはハウスが2棟あり、イチジクが栽培されています。東側には、ネギ、サツマイモ、里芋等の野菜類が植えてあります。販路は主に緑化センターに出荷しています。申請者により、今後において、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第26号の4の現況確認について、これも担当の19番：高橋委員ご説明願います。

19番：高橋委員 7月10日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は議案第26号の4の案内図のとおりです。この農地は令和7年の9月1日から都市農地貸借円滑化法により貸借を行っていて、貸借を行う前は申請者が管理していました。申請者からのヒアリング及び日頃の農地パトロールにより適正に管理していたことを確認できたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第26号の5の現況確認について、これも担当の19番：高橋委員ご説明願います。

19番：高橋委員 7月10日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は議案第26号の4の案内図のとおりです。議案第26号の4と同じ場所ですが、都市農地貸借円滑化法で貸借を行った後の期間の証明となります。現地には主にネギが栽培されており、大きさが様々なので複数回に分けて植えているようでした。その他は端にカボチャとサツマイモが一部栽培されていました。申請者の畑が地続きで、その都度見回りを行っている旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第27号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。議案第27号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（3件）～

議長 議案第27号の1の現況確認について、担当の14番：原嶋委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

14番：原嶋委員 7月14日に石井会長、山本職代、宍戸部会長、申請者と所有者、事務局立会いの下、ヒアリングと貸借農地の現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで、昨年の農地パトロールの際に一面防草シートがかかっていた場所です。本計画は、令和8年8月より

5年間の貸借を行う予定です。申請者は、自宅から当農地まで車で10分程度で、貸借後は学校給食に玉ねぎ、ネギ、直販用のじゃがいも等々を栽培する予定です。申請者は年間約200日従事することを予定しているため、所有者はその1割である年間20日以上、当該農地を見守るとともに、周辺住民からの苦情等に対応することも確認取れています。所有者より、隣接の住民から何度か苦情があったとの情報提供もありましたので、申請者も十分注意して作業する確認も取れました。従いまして、今回申請された事業計画は適正であり、認定を決定することに問題はありません。

議長 説明は終わりました。何かご質問などはございますか。昨年の農地パトロールの際は一面防草シートが敷かれていたが、今後の貸借で意欲のある若手の農業者が学校給食への出荷を主に栽培するということで、大変良い事例だと感じます。ご質問等なければ本件について、事業計画の決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に議案第27号の2について、担当の3番：田中委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

3番：田中委員 7月14日に石井会長、山本職務代理、宍戸農地部会長と事務局同行の下、申請者と農地所有者に対し、事業計画認定申請書に基づき、事業計画の内容についてヒアリングを行いました。申請地は案内図のとおりです。当該農地は、令和3年8月1日から令和8年7月の31日までの5年間貸借が行われておりましたが、今回の申請では、貸借期間をさらに5年間延長することで、これまでと同じ、595.25㎡で使用貸借、賃貸契約を行い、貸借期間は令和8年8月1日から5年間を予定しております。申請者から季節に応じて、人参、玉ねぎ、キャベツ、枝豆のほか、主に学校給食用の野菜を栽培し、JA東京むさしを通じて、市内の各学校に出荷し、出荷量のおおむね5割を市内に出荷する内容となっております。申請者は、この畑以外にも農地を所有し、農機具などを所有され、これまでしっかり耕作をされていたことや、本計画において当該農地で年間200日耕作する計画となっており、引き続き当該農地を借受けた際は、適切に肥培管理をされることと思われます。また、所有者は、耕作計画200日の1割である年間20日以上、当該農地を見守るとともに、周辺住民からの苦情などの相談に対応することを確認いたしました。このため、今回の申請された事業計画は適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。何かご質問などはございますか。なければ本件について、事業計画の決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に議案第27号の3について、これも担当の3番：田中委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

3番：田中委員 7月14日に石井会長、山本職務代理、宍戸農地部会長と事務局同行の下、申請者と土地所有者、農地所有者に対し、事業計画認定申請書に基づき、事業計画の内容についてヒアリングを行いました。申請地は案内図のとおりで、先ほどの議案第25号の2の畑の北側の場所に位置する場所です。当該農地は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年

間貸借が行われておりましたが、今回の申請では、貸借期間をさらに5年間延長するものです。これまでと同じ、545.07 m²で使用貸借契約を行い、貸借期間は令和8年8月1日から5年間を予定しております。申請者から、季節に応じて人参、玉ねぎ、枝豆のほか、主に学校給食用の野菜を栽培し、JA東京むさしを通じて市内の各学校に出荷し、出荷量のおおむね5割を市内に出荷する内容となっております。申請者は、ここ以外の農地を所有しており、農機具などを所有され、これまでしっかり農作、耕作されていることや、今回確認においても、当該農地で年間約200日耕作する計画となっており、引き続き当該農地を借受けた際は適切に肥培管理されると思われます。また、所有者は耕作計画200日の1割である年間20日以上、当該農地を見守るとともに、周辺住民からの苦情などの相談に対応することを確認されました。このため、今回の申請された事業計画は適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。何かご質問などはございますか。なければ本件について、事業計画の決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に日程2の協議は案件がありませんので、日程3の専決報告に入ります。専決報告1及び2は案件がありませんので、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。
～事務局説明（4件）～

議長 報告3の1の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご報告願います。

8番：小林委員 6月12日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には古いアパートが建っていました。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の16番：穴戸委員よりご報告願います。

16番：穴戸委員 7月7日に譲受人2名の立会いの下、現地の確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はスーパーマーケットの駐車場の入り口の一部でした。

議長 報告3の3の現況確認について、担当の2番：石井委員よりご報告願います。

2番：石井委員 6月22日の日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。北側の細い部分には防草シートが敷いてあり、多少草が生えていました。南側の北野小学校に隣接した部分は、のきが旺盛に育っていました。

議長 報告3の4の現況確認について、担当の19番：高橋委員よりご報告願います。

19番：高橋委員 7月6日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は以前までは植木が植わっていましたが、現在は全て伐根され、更地で平たんな土地に草が生えている状態でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問等なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数2件8筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告４の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程４の部会報告は報告がありませんので、日程５の事務報告に入ります。事務報告１「生産緑地のあっせん結果」について、事務局より報告をお願いします。

事務局 事務報告１「生産緑地のあっせん結果について」説明

令和８年第６回定例総会にて協議した８三都第１２６号生産緑地地区指定番号第１５号については、期限の令和８年７月３日（金）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 事務報告１の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に、事務報告２「農地に関するお願い・相談などについて」事務局から報告願います。

事務局 事務報告２「農地に関するお願い・相談などについて」説明
～事務局説明（１件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程６の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、６事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程７の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、７事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。ご質問がなければ、以上で第７回定例総会を閉じ、第２５期三鷹市農業委員会の全ての定例総会を終了します。